

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 双樹会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成 29 年 6 月 21 日 規則第 38 号)

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人双樹会の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬の体系)

第 3 条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

2 役員への通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

3 当法人の理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、別表 2 に基づき支給する。

4 ただし、当該役員報酬規程に基づいて月額報酬が支給される役員については、費用弁償等は月額報酬に含まれるものとする。また、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、月額報酬及び費用弁償等は支給しない。

### (報酬の基準額)

第 4 条 月額報酬は、別表 1 に定める額を基準とし、職務に従事している場合に支給する。

### (就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第 5 条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず 1 ヶ月分を支給する。

### (報酬の総額及び改定)

第 6 条 役員及び評議員の報酬総額は年額 10,000 千円以内とする。

2 役員への業績を評価して、前項に定める基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

3 前項の評価・改定は原則として毎年 1 回、決算期の 3 ヶ月後までに実施する。

### (支給日)

第 7 条 役員への月額報酬の支給日は毎月 10 日とする。ただし、当日が休日又は土曜日の場合には、その前日とする。

### (控除金)

第 8 条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(費用)

第9条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

別表1

単位：千円

役職	常勤	非常勤
理事長	1,000	200

※非常勤役員における支給基準は、概ね週1日以上勤務する場合とする。

別表2

理事・監事・評議員

内容	日額（手取り額）
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000円

附則 この規程は、平成29年6月21日より施行する。

この規程は、令和元年7月1日より施行する。